

策定の背景、目的

①背景

『21世紀に向けて、水と県民との関わりは、生活水準の高度化、生産活動の拡大等の新たな展開により、ますます多様化、高度化していくものと思われる。今日、県民は豊かで清浄な水の恩恵を受け、水や緑で形成される身近な水辺の風景に心の安らぎを求めている。

このように社会の変化に適切に対応し、水に係わる各種施策を総合的に推進するため、その指針となるものを策定しようとするものである。

今後、このビジョンに基づき、各種施策を長期にわたり、継続的に推進し、来るべき21世紀の「魅力ある郷土」の実現を目指すとともに、「水の王国とやま」としてのイメージを確固たるものとし、魅力ある人と文化と産業を生み育てていく基盤を形成していくことを期待するものである。』

②計画の基本理念・目標

『「とやま21世紀水ビジョン」の目指すところは、「流域を単位とした水管理の推進」「清浄で水量豊かな水環境の保全と活用」「自然豊かな美しい水辺景観の保全と創出」を図ることである。』

『水に関わる諸施策を進めるにあたっては、地域社会が全体として、上手に取水し、無駄なく利用し、適正に排水を処理するなどし、水の循環過程を損なうことのないよう水の持つ特性に配慮し、利用と保全が調和するように努めなければならない。

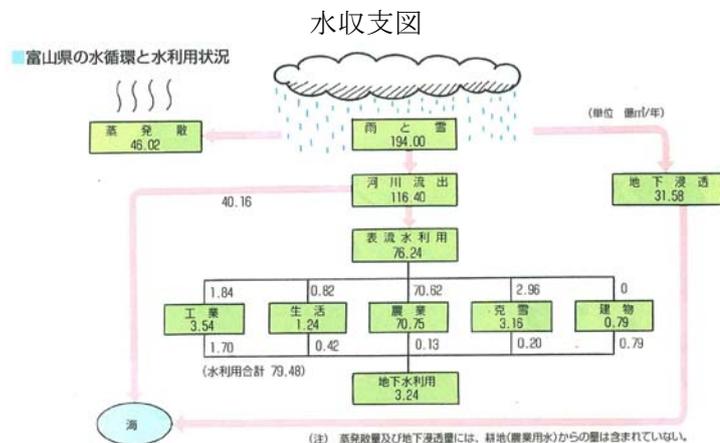
このような人と水との望ましい関わり方を、水管理の基本理念として定め、水源、治水、利水、水環境に関わる諸施策の規範とする。』

- ・水は上流から下流に及ぶ広域的で公共性の高い資源である。
- ・水は、繰り返し利用される資源である。
- ・水は、巨大なエネルギーを持った存在である。
- ・水は、すべての生命、成長の源である。
- ・水は、ふるさとの大地、自然の創造主である。

現況把握

流域（行政区域）の現況

人口 : 1, 122, 229人

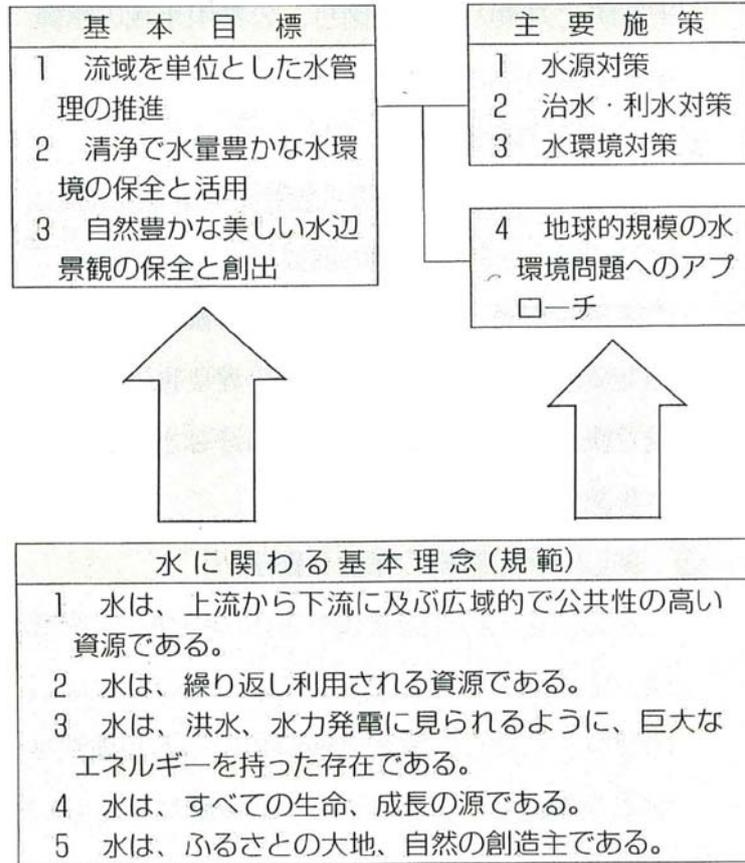


課題	<p>①水源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全 森林を環境資源として評価する観点から、森林の持つ他面的な機能を最大限に発揮させるための森林管理を、県民の理解と協力のもとに進める。 ・ 水源山地の保全 水源空間としての山地の災害を防止し、土壌を安定させる必要がある。 ・ 地下水の保全 一部地域においては、大幅な地下水位の低下、塩水化等の地下水の障害が見られ、有機塩素系化学物質による地下水汚染も課題になっている。 <p>②治水・利水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策の推進 近年の流域の都市化、土地利用の高度化はめざましく、治水対策の早期整備は緊急かつ重要な課題である。 ・ 利水対策の推進 水需要の動向は大きく変化し、克雪用水の増大、環境水の確保といったあらたな課題が提起されている。 <p>③水環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁の防止 生活排水による都市内河川の水質汚濁、有害物質による地下水汚染、農薬汚染など、新しい水質汚染が懸念され、水質問題は複雑化してきている。 ・ 下水処理の促進 未処理の生活雑排水が大きな問題となっている。特に、生活用水等の水源となる上流域での水質汚濁対策が急務である。 ・ 美しい水辺景観の保全と創出 近年、河川・水路や湖等に対する県民の見方は、身近な自然空間として、地域の豊かな心象風景の源泉としてとらえられるようになってきている。 ・ 水環境の保全と利用の調和 各種公共事業、開発行為と水環境の整備がバランスよく行われなくてはならない。
----	--

対策の方針

対策の基本方針

ビジョンの基本目標を達成するため、施策の方向で示された三つの柱ごとに基本的な施策の体系を次の図の通り構成し、各種施策の整合に配慮しつつ、総合的、計画的な施策展開を図る。



<p>具体的対策の概要</p>	<p>① 具体的対策の概要</p> <p>1) 水源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な森林の管理 ・ 森林保全地域（保安林）の管理 ・ 林業経営地域の管理 ・ 森林管理の担い手の育成 ・ 県民参加による森林整備の推進 <p>2) 水源山地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域管理計画の策定 ・ 溪間における水貯留の促進 ・ 森林空間における貯水・貯雪機能の増進 ・ 治山・砂防事業における多自然型工法の導入等 ・ 砂防指定地・土石流危険渓流（崩壊土流出危険地）の適正管理 ・ 土砂災害発生時における防災体制の整備 <p>3) 地下水の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の適正利用 ・ 自然湧水地域の保全 ・ 地下水観測体制の整備 ・ 地下水の汚染防止 ・ 地下水の涵養 ・ 地下水保全意識の啓発 <p>4) 治水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域治水計画の策定 ・ 総合的な治水対策の推進 ・ 各種治水事業の推進 ・ 治水事業における多自然型工法の導入 ・ 防災対策の推進 ・ 河川区域等の適正管理 <p>5) 利水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水需要の将来見通し ・ 水の有効活用・高度利用 ・ 新しい水資源開発 ・ 水の多面的活用 <p>6) 水質汚濁の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生源対策の推進 ・ 河川の浄化対策の推進 ・ 未然防止対策の推進 ・ 公共用水域の水質常時監視体制の充実 <p>7) 下水処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に即した下水処理システムの整備 ・ 下水処理施設の適正管理 ・ 処理水、下水道施設等の有効利活用
-----------------	---

	<p>8)美しい水辺景観の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川景観・親水機能の保全と整備 ・農業用水路の景観・親水機能の保全と整備 ・都市水路などの景観・親水機能の整備 ・親水型公園の整備 ・環境用水の確保 ・水辺の安全確保と適正管理 ・水環境学習の推進と水を大切にする心の醸成 <p>9)水環境の保全と利用の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源開発について ・水に関する各種公共事業について ・各種開発行為等について ・水環境の整備における多自然型工法の導入 <p>②関係主体の連携（推進体制）</p> <p>推進体制：水ビジョン推進会議 参加主体：県内外の学識経験者等</p> <p>推進体制：水ビジョン連絡調整会議 参加主体：庁内関係課（室）</p>
<p>策定時の 住民の関 わり</p>	<p>住民アンケート</p> <p>計画策定の間時点て県政モニターや市町村に対してアンケートを実施し、水ビジョンに対する県民の具体的な意見提案を受けた。</p>